

東京大学大学院総合文化研究科附属駒場アカデミック・ライティング・センター
運営委員会規則

令和4年3月10日 制定

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学大学院総合文化研究科附属駒場アカデミック・ライティング・センター規則第5条第2項の規定に基づき、運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項について定める。

(任務)

第2条 委員会は、駒場アカデミック・ライティング・センター（以下「センター」という。）の運営に関する重要事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、センター長をもって充てる。

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) センター専任の教員 若干名
- (2) センターを兼務する教員 若干名
- (3) センターに関連する研究科及び附置研究所の教員 若干名
- (4) その他委員会が必要と認めた者 若干名

(委員の任期)

第6条 前条第3号及び第4号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(小委員会)

第7条 委員会に、必要に応じて小委員会を設けることができる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会及び小委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、センター長の定めるところによる。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。